

TAC

for the USCPA Exam

USCPA

Principles of Auditing

(AU) Vol.1



<<テキストについてのご注意>>

このテキストは米国公認会計士試験を目指す日本人を対象として書かれたものです。米国公認会計士試験は、すべて英語による試験ですが日本人が内容を理解するにあたっては、日本語の方が効果的であることは言うまでもありません。そのためテキストは、米国の各種会計基準（U. S. GAAP 等）を日本の企業会計基準委員会等が公表している実務指針、監査基準等をもとに日本語で解釈しております。

日本語と英語は言語が異なる関係上、どうしても解釈に無理が発生してしまうこともございますが日本の企業会計審議会が米国の各種会計基準を参考にしつつ日本の基準を作成していることを考えますと、英語の解釈として企業会計審議会の解釈が一番妥当であると考えられます。また、日本の会計基準を逸脱する表現はかえって日本の会計を理解していらっしゃる方に誤解を与える可能性がございますし今後、米国公認会計士の資格を活かして日本において業務をされる方が多い事を考えますと、日本の会計基準、監査基準の用語にも慣れ親しんでいただく事も重要であると考えられます。

以上より英語で原文を解釈した場合、テキストの表現に違和感を覚えることもあるかもしれませんが、前述のとおり、本試験は英語で実施されますので最終的には、英語のままの状態を理解できるまで習熟を図ってください。

皆様がこのテキストを活用することによって合格を勝ち取られることを祈念しております。

U.S. CPA
Principles of Auditing Vol.1
Textbook
Contents

1. Overview (1)	1
1. CPA の主な業務	2
2. Financial Statements Audits (財務諸表監査)	3
3. Generally Accepted Auditing Standards (GAAS)	8
2. Overview (2)	15
1. Assertions (アサーション)	16
2. Audit Procedures (監査手続)	27
3. Audit の流れ	33
3. Overview (3)	35
1. Audit Report (監査報告書)	36
4. Overview (4)	51
1. Completing the Audit (Field Work の終了)	52
2. Tests of Controls と Substantive Tests	53
3. Internal Control (内部統制) の意義	59
5. Overview (5) – 取引サイクル –	69
1. Revenue Cycle～Sales and Cash Collections～	71
2. Expenditure Cycle～Purchasing and Cash Disbursements～ and Production Cycle	77
3. Payroll Cycle～Personnel Department and Payroll Accounting～	81

4. Financing Cycle と Investing Cycle	83
6. Overview (6)	85
1. Audit Planning（監査計画の策定）	86
2. Auditor が準拠すべき要求事項と Quality Control（品質管理）	88
7. Risk-Approach	103
1. Materiality（重要性）	104
2. Risk-Approach（リスク・アプローチ）	111
3. Audit Documentation（監査調書）	127
8. Engagement	135
1. 監査契約の締結 ～ Engagement ～	137
9. Audit Planning	147
1. Overall Strategy（監査戦略）の策定	150
2. Audit Plan（監査計画）の策定	155
3. Risk Assessment の実施	156
4. Using the Work of Others（他者による業務の利用）	169
(1) Internal auditor（内部監査人）	
(2) Service organization（受託会社）	
(3) その他	
10. Fraud and Noncompliance	179
1. Fraud（不正）と Noncompliance（準拠違反）	180
2. Consideration of Fraud（不正の検討）	191
3. Consideration of Noncompliance（準拠違反の検討）	201
11. Audit Procedures	209
1. Audit procedures（監査手続）	210

2. Analytical Procedures（分析的手続）	219
12. Tests of Controls and Substantive Tests 総論	231
1. Tests of Control（運用評価手続）	233
2. Substantive Tests（実証手続）	239
13. Revenue Cycle	249
1. Revenue Cycle～Sales and Cash Collections～の流れと Controls	251
2. Revenue Cycle に関する Substantive Tests	269
14. Expenditure Cycle	293
1. Expenditure Cycle～Purchasing and Cash Disbursements～ and Production Cycle における Controls	295
2. Expenditure Cycle に関する Substantive Tests	311
15. Other Transaction Cycle	325
1. Payroll Cycle～Personnel Department and Payroll Accounting～	327
2. Financing Cycle（資金調達関係）	339
3. Investing Cycle（設備投資と有価証券投資）	345
4. Related Topics（関連論点）	360
(1) Related party transaction（関連当事者取引）	
(2) Accounting estimate（会計上の見積もり）	
(3) Using the work of a specialist（専門家の作業の利用）	
16. The Effect of Information Technology on the Audit	371
1. General Controls（全般統制）と Application Controls（業務処理統制）	373
2. Auditor と Computer	377
3. Auditing Data Analytics（ADA; 監査データ分析）	387
単位認定試験について	399

1. Overview (1)

Objectives

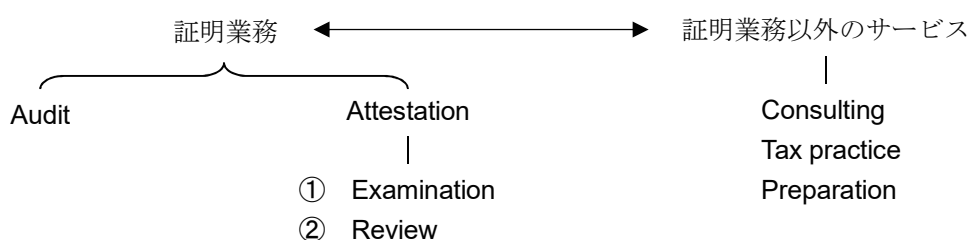
本章では、financial statements audit（財務諸表監査）とはどのようなものか、そのイメージをつかむことが中心的な目的です。特に、auditor（監査人）は、financial statements の作成に関する責任を負っているのではなく、financial statements に関する opinion の表明について責任を負っていることに注意してください。

Key Topics

1. CPA の主な業務
2. Financial Statements Audits（財務諸表監査）
3. Generally Accepted Auditing Standards（GAAS）

1. CPA の主な業務

CPA（公認会計士）の最も大きな役割は、証明業務です。証明業務とは、**assertion**（主張・言明；ある主体が行った経済活動などに関する表現）が、設定された基準に従っているかどうかを確かめるために、第三者が **assertion** に関する **evidence**（証拠）を客観的に入手・評価し、その結果を利害関係をもつ利用者に伝達する体系的なプロセスをいいます。そして、この証明業務のうち、次節で述べるように、**financial statements** について高いレベルで保証するのが **financial statements audit**（財務諸表監査）であり、それ以外の証明業務を **attestation** といいます。

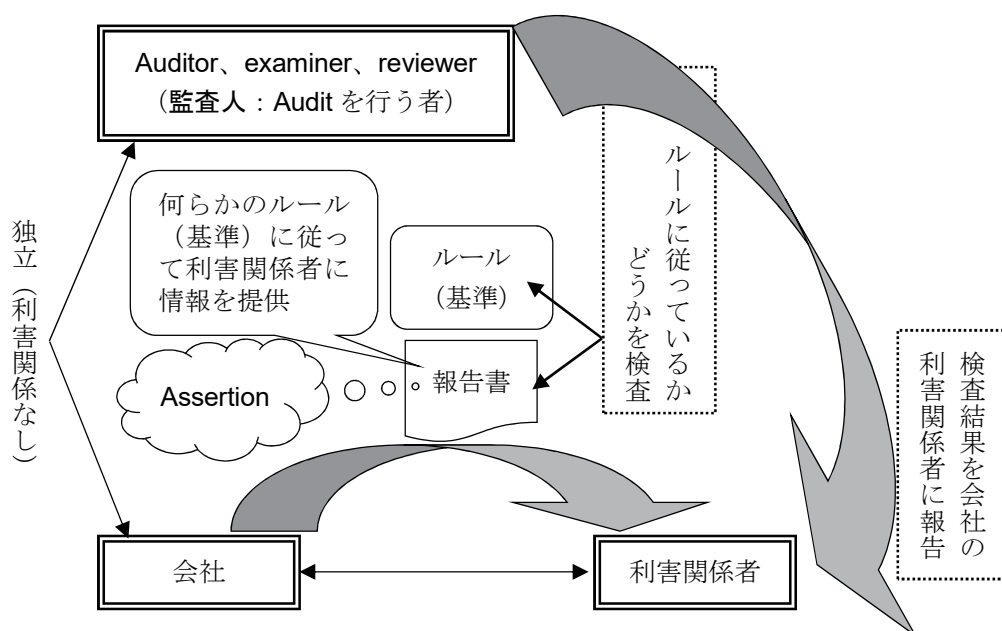


さらに、証明業務以外のサービスも行うことができ、具体的には **consulting**（コンサルティング）、**tax practice**（税務業務）、**preparation**（財務諸表の作成業務）があります。なお、**financial statements audit** 以外は、第23章にて取り扱います。

2. Financial Statements Audits (財務諸表監査)

(1) Financial statements audits (財務諸表監査) の意義

前ページで述べたように、保証業務として、financial statements について行うのが financial statements audit (財務諸表監査) です。このように述べると難しく感じると思いますが、順番に整理しましょう。



まず、FAR で述べたように、会社の stakeholders (利害関係者 : stockholders、investors、bankers、creditors など) は、今後株式を購入するか、売却するか、資金を貸し付けるかどうかなどの意思決定を行う材料として、会社の状況に関する情報が必要になります。これを受け、会社は financial statements を作成し、それを通じて results of operation (経営成績) や financial position (財政状態)、cash flows (キャッシュ・フローの状況) に関する情報を提供することが義務づけられています。

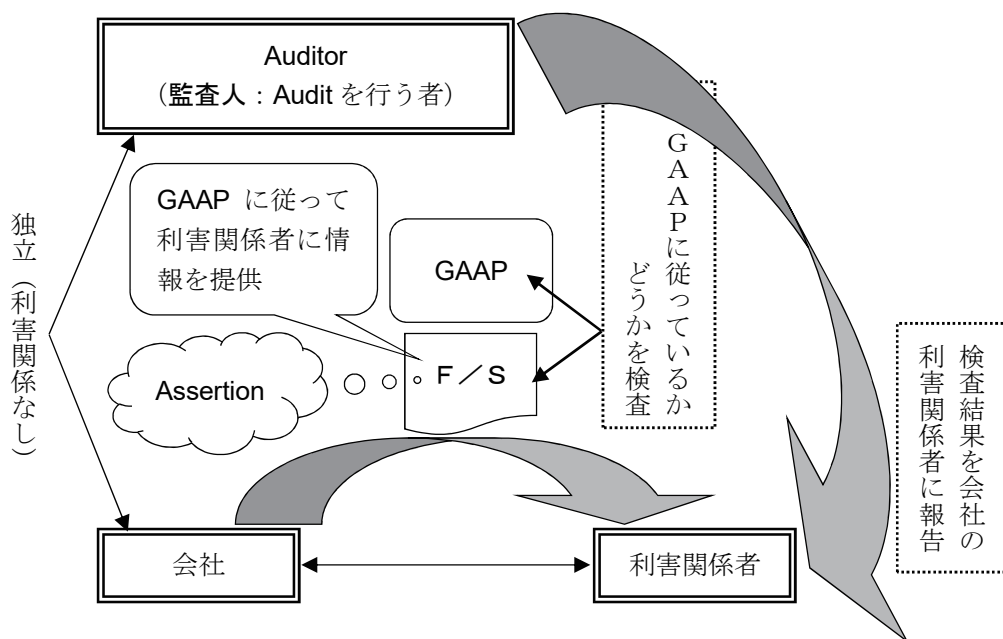
ということは、上記のようにある主体が行った経済活動などに関する表現を **assertion** といいますが、**management が表明している assertion は financial statements であるといえます。**つまり、**financial statements** により、たとえば「自社にはこれだけの **assets** がある」ということを表現しているわけです¹。

しかし、このような **assertion** が適正なのかどうか分らなければ、**stakeholders** は安心して **financial statements** を利用することができません。意図的に歪められている可能性や、単純なミスにより間違っているかもしれないからです。そこで、

- ① **Management（経営者）が作成した financial statements が**
- ② **適正（present fairly）か否かを**
- ③ **第三者である auditor（監査人（監査を行う者））が**
- ④ **検査**
- ⑤ **報告**

する必要があります。そして、この業務のことを **financial statements audit** といいます。

なお、**financial statements audit** は、CPA（公認会計士）によって行われます。



¹ <参考> 一方で、auditor の assertion は後述する audit opinion といえます。

<参考>

Audit には、CPA による audit だけではなく、さまざまなものがあります。たとえば、会社内部の者である internal auditor（内部監査人）によって営まれる audit や、governmental auditor によって営まれる audit（政府による監査）は、CPA 以外の者により行われる audit の代表例です。また、CPA が行うこともあります。financial statements audit ではないものとして、たとえば法規制などに準拠しているかどうかの audit である compliance audit（準拠性監査）というものもあります。

なお、このようなさまざまな audit に対応し、auditor による活動に影響を与える様々な職業規制機関が存在しています。それには、たとえば次のようなものがあります。

- AICPA（The American Institute of Certified Public Accountants：米国公認会計士協会）
- PCAOB（The Public Company Accounting Oversight Board：公開会社会計監視委員会）
- FASB（The Financial Accounting Standards Board：財務会計基準審議会）
- GASB（The Governmental Accounting Standards Board：政府会計基準審議会）
- FASAB（The Federal Accounting Standards Advisory Board：連邦会計基準諮問委員会）
- SEC（The Securities and Exchange Commission：証券取引委員会）
- IIA（The Institute of Internal Auditors：内部監査人協会）
- IASB（The International Accounting Standards Board：国際会計基準審議会）
- IFAC（The International Federation of Accountants：国際会計士連盟）
- IAASB（The International Auditing and Assurance Standards Board：国際監査・保証基準審議会）

(2) Financial statements audits と financial statements の作成－二重責任の原則－

改めて financial statements audit の意義や役割を確認しましょう。

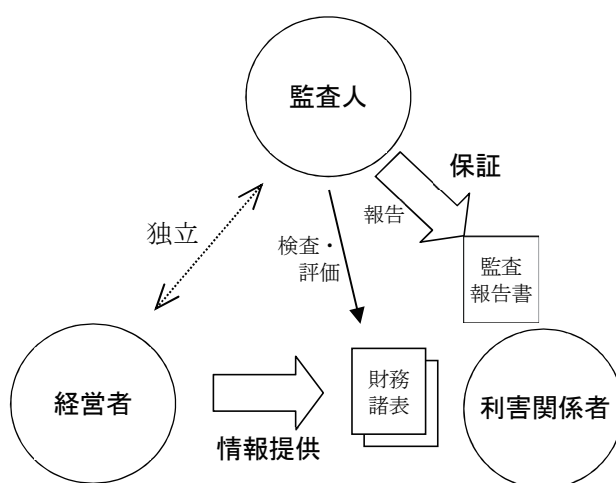
まず、auditor は、financial statements が適正かどうかを検査・報告するのです。ここで、financial statements audit において、auditor による報告は、audit report (auditor's report、監査報告書) と呼ばれる文書により行われます。Auditor は、

- ◇ audit report において、
- ◇ financial statements の fairness (適正性：financial statements が GAAP に従って作成されているかどうか) に関する opinion (意見：これを audit opinion (監査意見) と呼びます) を表明することで
- ◇ stakeholders に対して報告を行う

のです。

そして、auditor が「この financial statements は適正である」という opinion を表明することで、stakeholders は意思決定の材料として安心して financial statements を用いることができます。

言い換えれば、audit report を通じ、auditor が自ら集めた証拠に基づいて financial statements の fairness に関する opinion を表明することにより、意思決定情報としての financial statements の credibility (信頼性) を保証することが、financial statements audit の目的 (機能) なのです²。



² A financial statement audit involves an examination of the financial statement for the purpose of expressing an opinion on whether the financial statements are presented fairly in conformity with established criteria – usually GAAP. The auditor's report gives credibility to the financial statements. The auditors, as a group independent of management, have an objective view and can report on a company's activities without bias or conflict of interest. Without a report from an independent auditor, a company's financial statements would be meaningless, because the public would have little faith in financial statements issued by the inherently biased company.

ここでひとつ注意しなければならないのは、上記のように audit report を通じて financial statements の credibility の保証を行う (fairness に関する opinion を表明する) ことが auditor の役割であって、financial statements の作成は auditor の役割ではないこと (financial statements を作成するのは、management であること) です³。

このように、**financial statements の作成に関する responsibility (責任) は management にあり、audit opinion に関する責任は auditor にあるという責任と役割の分担を、二重責任の原則とといいます。**この責任と役割の分担があるため、たとえば management が auditor に financial statements の作成に関して相談したり、auditor が adjustments (adjusting entries) を提案したとしても、その採否の責任は management にあることとなります⁴。

	責 任	役 割
Management	Financial statements の作成	Financial statements などを通じた情報提供
Auditor	Audit opinion の表明 (GAAS (→次節) に従って financial statements を検証すること／検証の結果を audit report を通じて表明すること)	Management が提供した情報の credibility の保証

³ The financial statements of an enterprise are prepared by the management of the enterprise, not by the independent auditor. Further, the financial statements are the product and property of the enterprise; the independent auditor merely audits and expresses an opinion on them.

⁴ <参考> なお、financial statements audit は、あくまでも financial statements の fairness に関する意見表明が目的ですから、経営に関する efficiency や effectiveness に関する報告を目的としているわけではありません。

3. Generally Accepted Auditing Standards (GAAS)

(1) Generally Accepted Auditing Standards (GAAS)

さて、それでは management や auditor は、(最低でも) どのように役割を果たせばいいのでしょうか。たとえば、management が financial statements を作成する際、どのように作成すれば「適正」であり、責任を果たしたことになるのでしょうか。

この点については、企業内容の開示や audit が社会一般に与える影響はきわめて大きい
ため、企業を取り巻く種々の stakeholders の誰もが納得できる制度として成立するように
一定のルールが設けられています。

① Generally accepted accounting principles (GAAP)

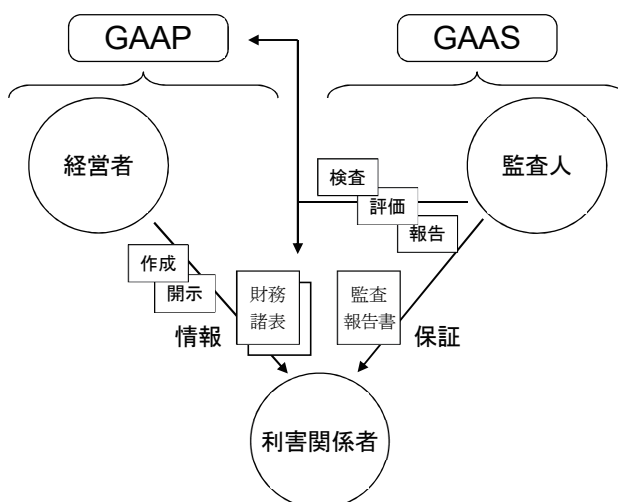
FAR で学習済みですが、GAAP (一般に公正妥当と認められる企業会計の基準) とは、
企業が financial statements の作成のために行う会計処理や開示のルールであり、具体
的には FASB accounting standards codification をいいます。GAAP は、企業にとっては
financial statements の作成にあたってのルールですが、auditor にとっては企業が
行った会計処理や開示の適否を判断するための判断基準となります。

なお、GAAP に従うことによって逆に financial statements の利用者の誤解を招くお
それがあると判断した場合には、例外的に GAAP からの departure (GAAP に従わない
こと) が認められます。このような例外の例としては、new litigation (新しい法令が制
定された場合) や new form of business transaction (新しい商取引形態が出現した場合)
が挙げられます。ただし、この場合には、GAAP に従わないことの正当性を説明しなけ
ればなりません。

② Generally accepted auditing standards (GAAS)

GAAS（一般に公正妥当と認められた監査の基準）とは、audit に関する社会的合意を得たルールをいいます。

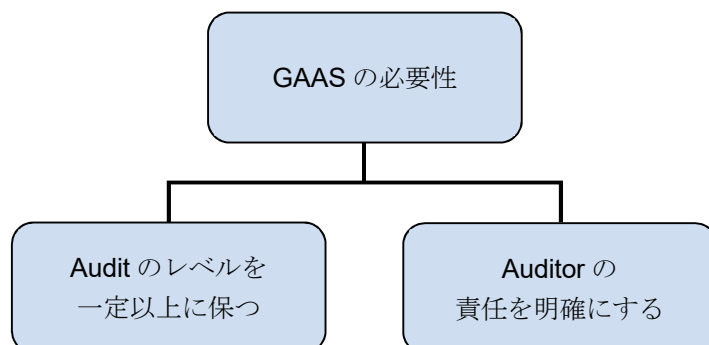
企業内容の開示と監査の制度における GAAP と GAAS の位置付けは、以下のように図示することができます。



A. GAAS の必要性

Auditor の能力と経験には差があるため、financial statements audit にあたり、すべてを auditor の主観的な判断に委ねたのではその証明水準が一定に定まらないことになってしまいます。そこで、一定の証明水準を具備する audit が常に実施されるように、financial statements audit にあたり auditor が準拠すべき社会的な規範として GAAS を設定することが必要となるのです。また、auditor の責任の限界（どこまで責任を負うか）を明らかにするためにも、GAAS が必要となります。

このように、簡単に言えば audit のレベルを一定水準以上に保つため、そして auditor の責任を明確にするために GAAS が必要とされ、実際に作成されています。ですから、逆に言えば、auditor が GAAS を守らない (departure) ときには、それを正当化するだけの理由付けが必要になります。



B. GAAS の設定主体

GAAS について、従来は AICPA の内部の auditing standards board (ASB) が公表する Statements on Auditing Standards (SAS) が中心であり、またそのほかに、SAS の解釈指針などがありました。言い方を変えれば、GAAS の設定主体は ASB だったわけです。

これに対し、SOX 法適用に伴い、現在では、PCAOB (The Public Company Accounting Oversight Board : 公開会社会計監視委員会) が設立され、issuer (SEC 登録企業 (public company と考えてかまいません) に関する auditing standards の設定 (SAS の改訂・改編も含みます) を行っています。PCAOB が作成した auditing standards は、issuer に対する audit にのみ強制適用され、nonissuer (非上場企業) に対する audit には強制適用されないわけです。

ですから、多少ややこしいのですが、**issuer に関する auditing standards の設定主体は PCAOB⁵、nonissuer に関する auditing standards の設定主体は従来どおり ASB ということになります。**

なお、PCAOB は、AICPA (ASB) が作成した auditing standards を必要に応じて修正しながら採用しています。Auditing standards をすべて作り直すわけではありません。その一方で、新しい auditing standards も作成しています。

対 象	Auditing standards	設定主体
SEC 登録企業 (public company と考えるとかまいません) 【issuer】	従来の GAAS (SAS) + PCAOB auditing standards	PCAOB
非上場企業 【nonissuer】	従来の GAAS (SAS)	AICPA (ASB)

<参考> GAAS HIERARCHY SUMMARY

I. PCAOB standards (Issuer) / SASs (Noissuer)
PCAOB standards
SASs
II. Interpretive publications
Auditing interpretations of GAAS
AICPA Audit and Accounting Guides
AICPA Auditing Statements of Position
III. Other auditing publications (論文など)

⁵ Public accounting firms must register with the PCAOB in order to audit a public company. Registered firms are subject to Board inspection, disciplinary proceedings, and sanctions.

基 本 問 題 1

- (1) Which of the following has primary responsibility for the fairness of the representations made in financial statements?
- a. Client's management.
 - b. Independent auditor.
 - c. Audit committee.
 - d. AICPA.
- (2) The most important benefit of having an annual audit by a CPA firm is to:
- a. Provide assurance to investors and other outsiders that the financial statements are dependable.
 - b. Enable officers and directors to avoid personal responsibility for any misstatements in the financial statements.
 - c. Meet the requirements of government agencies.
 - d. Provide assurance that illegal acts, if any exist, will be brought to light.
- (3) Which of the following provides the most authoritative guidance for an auditor of a nonissuer?
- a. An AICPA audit and accounting guide that provides specific guidance with respect to the accounting practices in the client's industry.
 - b. A Journal of Accountancy article discussing implementation of a new standard.
 - c. General guidance provided by a Statement on Auditing Standards.
 - d. Specific guidance provided by an interpretation of a Statement on Auditing Standards.
- (4) An auditor of a nonpublic company must conduct the audit in accordance with:
- I. IASB standards.
 - II. PCAOB standards.
- a. I.
 - b. Both I and II.
 - c. Either I or II, but not both.
 - d. II.

【解答と解説】

- (1) (a) **Financial statements** に含まれている表明についてはクライアントの経営者が主たる責任を負います。**Auditor** は **GAAS** に従って **audit** を実施したことについての責任を負うことになります。
- (2) (a) 会計事務所によって **audit** を実施することの最も重要な便益は、投資家その他の企業外部の **stakeholders** に対して **financial statements** が信頼に値することを保証することにあります。
- (3) (c) **Non-issuer** について、**GAAS** の構成は次のようになっています。

I . SASs
SASs
II . Interpretive publications
Auditing interpretations of GAAS
AICPA Audit and Accounting Guides
AICPA Auditing Statements of Position
III . Other auditing publications (論文など)

以上より、**c** が正解となります。なお、**Journal of Accountancy** は、有名な会計雑誌であり、**other auditing publications** に該当します。

[本問は Becker にある問題です。]

- (4) (a) **Non-issuer** に関する **audit** は、**SAS** 等に基づいて行われます。なお、**PCAOB** については、任意で従って行われる場合もありますが、強制はされていません。
- [本問は Becker にある問題です。]

1. Overview (1)
Terminology

☐	1	audit	監査
☐	2	financial statements audit	財務諸表監査
☐	3	auditor	監査人
☐	4	audit report	監査報告書
☐	5	fairness	適正性
☐	6	audit opinion	監査意見
☐	7	GAAS	一般に公正妥当と認められた監査の基準

【MEMO】

2. Overview (2)

Objectives

本章では、audit opinion の表明に至る証拠収集プロセスについてみていきます。特に、audit evidence（監査証拠）、audit procedures（監査手続）を中心に理解してください。第11章などで audit procedures の具体的適用をみていきますが、その前提知識として、audit procedures のイメージをつかんでください。

Key Topics

1. **Assertions**（アサーション）
2. **Audit Procedures**（監査手続）
3. **Audit** の流れ

1. Assertions（アサーション）

第1章の冒頭において、audit では「④検査、⑤報告」が行われると述べました。そこで、第2章では「④検査」の概要を述べ、第3章では「⑤報告」の概要を述べていきます。

本章では、「④検査」の概要として、どのように opinion を表明する根拠が得られていくかというプロセスをみていきます。

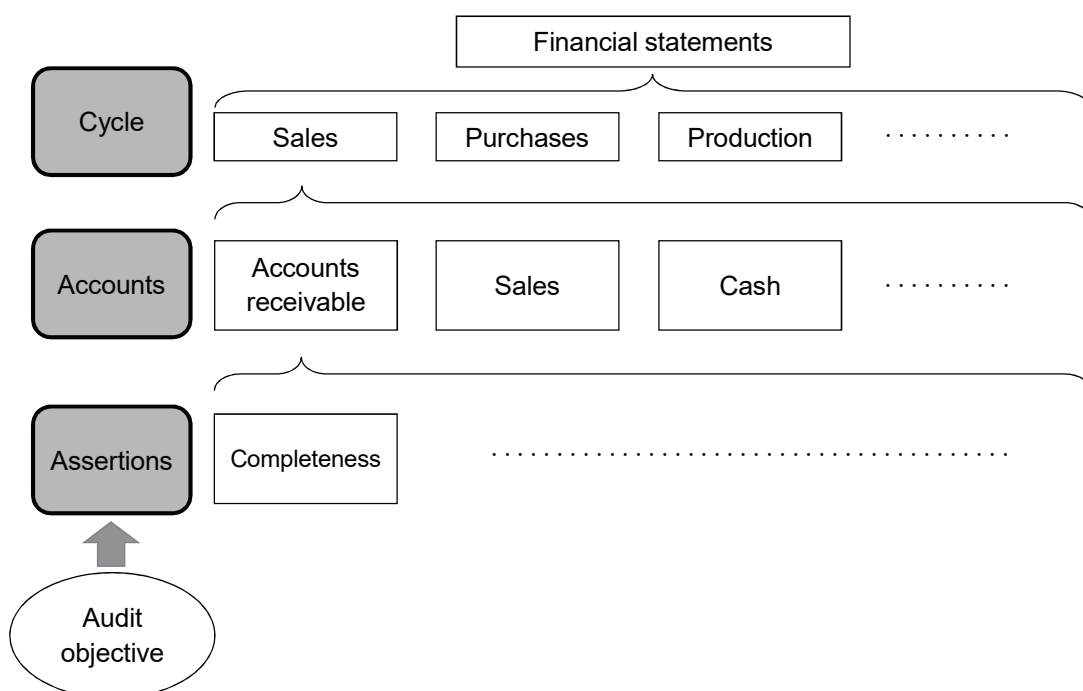
Example

仮に、あなたはCAT社の audit を引き受け、実際にCAT社の financial statements を調べてみることにしたとしよう。CAT社は、financial statements を提出してきた。さて、提出された financial statements をじっと眺めていて、それが適正かどうかわかるだろうか？

(1) Assertion と audit objective

すでに述べたように、management が表明している assertion は、financial statements です。そして、auditor は、financial statements という management の assertion の当否を判定し、audit opinion を表明します。この際、auditor は、個々の transaction や account ごとにではなく、financial statements の全体としての fairness に関する opinion を表明することが求められています。

しかし、financial statements 全体が適正かどうか、突然判定することは不可能です。そこで、audit にあたっては、financial statements をバラしていき、立証可能なレベルまで分解します。具体的には、financial statements は種々の取引の cycle（sales、purchase など、詳しくは第4章参照）に関連する account の集合体であり、また個々の account についても management はそこにさまざまな assertion を含めています（21ページ参照）ので、その「個々の account ごとの assertions」について立証することになります。Auditor は、evidence を集めるためにさまざまな examination（検証）を行います。この際には「個々の account ごとの assertions」を **audit objective（監査目標：直接的に立証すべき対象）**と捉えることになるのです。



<Financial statements assertion の種類>

名 称	意 義
① Completeness	記録されるべき勘定残高、取引、および開示情報がすべて財務諸表に記録されていること（漏れがないこと）。
② Cutoff	取引および事象が、適切な期間に記録されていること（期間帰属が適切であること）。
③ Valuation, Allocation, and Accuracy	勘定残高、取引および開示情報が公正かつ適切な価額で評価・記録されているとともに、そのための修正が適切に記録されていること。
④ Existence and Occurrence	勘定残高が一定日現在、現に存在していること。あるいは記録された取引および事象が一定期間に発生しているとともに、企業に帰属していること。
⑤ Rights and obligations	記録された資産に係る権利および記録された負債に係る義務は、当該日付において企業に帰属するものであること。
⑥ Understandability and classification	取引および事象が、適切な勘定に記録されていること。財務情報が適切に表示されているとともに、開示が明確になされていること。

(2) Account ごとの assertion

Example

CAT社の **financial statements** を眺めていても適正かどうか分からないので、個々の **account** ごとに適正かどうかを検討することにした。

さて、それでは個々の **account** が適正かどうかは、どう考えればよいだろうか。つまり、どのような状態であれば、その **account** は適正といえるだろうか・・・。



まずは **accounts receivable** を例にとってみていきましょう。

Accounts receivable が適正かどうかは、主に次の点を検証できればよいでしょう。

- ① すべての **accounts receivable** を漏れなく計上していること（「実在する **accounts receivable** があるにもかかわらず、それが **accounts receivable account** に含まれていない」ということがないこと）
- ② 適正な評価がなされていること（回収不能と予想される額については、**allowance for doubtful account** という、**accounts receivable** の **contra account** が適正な額で計上されていること）
- ③ **Accounts receivable** がCAT社のものであること（たとえば、「債権譲渡により **receivable** を他社に譲っているにもかかわらず、**accounts receivable account** に計上されつづけている」とか、「期末『前』に返品されているのにもかかわらず、**accounts receivable account** に計上されつづけている」ということがないこと）
- ④ 架空の **accounts receivable** を計上していないこと

以上の項目について、重大な問題がなければ、**accounts receivable** は適正だといえそうではないでしょうか？

Auditor が立証したい対象（取引や事象、勘定残高、あるいは開示情報）によって、立証すべき **assertion** は異なります。先に述べた 6 つの **assertion** を立証したい対象ごとに分類すると、次のように整理できます。

対 象	名 称	意 義
Transactions and Events	① Completeness	記録されるべき取引および事象が、すべて記録されていること（漏れがないこと）。
	② Cutoff	取引および事象が、適切な期間に記録されていること（期間帰属が適切であること）。
	③ Accuracy	記録された取引および事象に関する金額その他の情報が、適切に記録されていること（金額その他の情報が正確に記録に反映されていること）。
	④ Classification	取引および事象が、適切な勘定に記録されていること。
	⑤ Occurrence	記録された取引および事象が一定期間において発生しているとともに、企業に帰属していること。
Account Balances	① Completeness	記録されるべき資産、負債および資本が、すべて記録されていること（漏れていないこと）。
	② Allocation and valuation	資産および負債が、適切な価額で評価されているとともに、そのための修正が適切に記録されていること。
	③ Rights and obligations	記録された資産に係る権利および記録された負債に係る義務は、当該日付において企業に帰属するものであること。
	④ Existence	記録された資産および負債が、一定日現在、現に存在していること。
Presentation and Disclosure	① Completeness	Financial statements に含まれるべきすべての開示情報が含まれていること（漏れがないこと）。
	② Understandability and classification	財務情報が適切に表示されているとともに、開示が明確になされていること。
	③ Rights and obligations, and occurrence	開示された取引および事象が、実際に発生しているとともに、企業に帰属していること。
	④ Valuation and accuracy	財務情報その他の情報が、適正に開示されているとともに、適切な金額で開示されていること。

(3) Audit evidence (監査証拠)

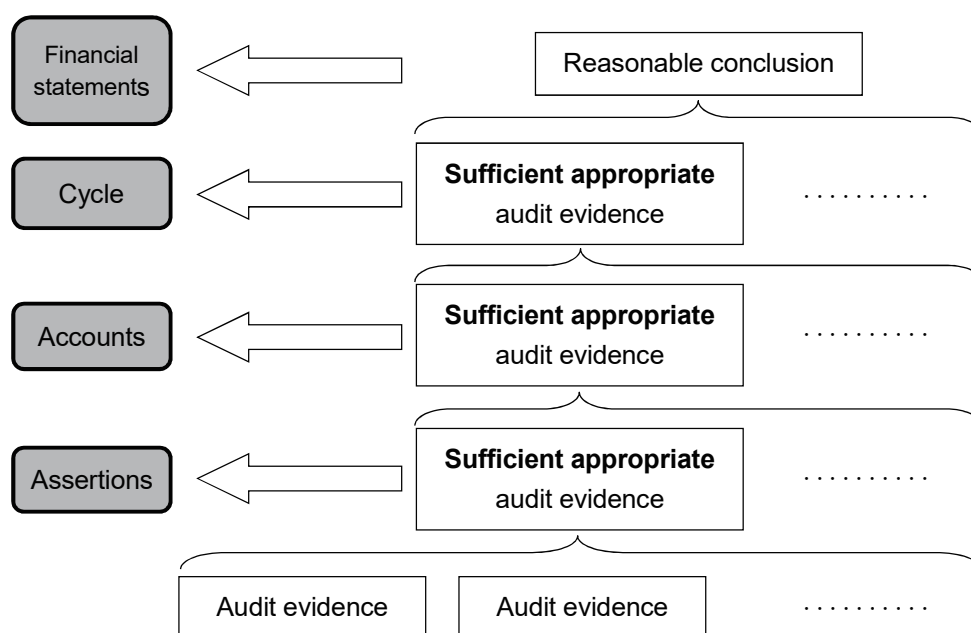
監査の実施における全般的要求(General requirements related to the conduct of the audit)で定められた監査証拠と監査リスクへの要求

“Sufficient Appropriate Audit Evidence and Audit Risk”

十分かつ適切な監査証拠と監査リスク

“To obtain reasonable assurance, the auditor should obtain sufficient appropriate audit evidence to reduce audit risk to an acceptably low level and thereby enable the auditor to draw reasonable conclusions on which to base the auditor's opinion.”

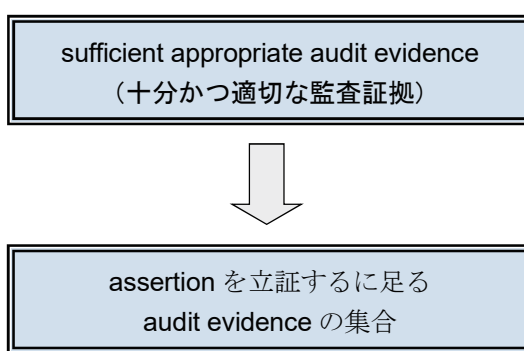
reasonable assurance (合理的な保証)を得るために、監査人は、Audit risk (監査リスク)を許容可能な程度に引き下げ、auditor's opinion (監査意見)の基礎となる reasonable conclusions (合理的な結論)を形成することを可能とする、sufficient (十分)かつappropriate (適切)なaudit evidence (監査証拠)を入手しなければならない。



① Sufficient appropriate audit evidence（十分かつ適切な監査証拠）

Auditor は、audit objective となる assertion について、企業内外に存在する様々な事物を立証の素材として選択・入手し、何らかの手続を適用し、そこから assertion の当否に係る判断の根拠として audit evidence（監査証拠）を入手します。

とはいえ、1つの audit evidence によって1つの assertion の当否を立証できるとは限りません。言い換えれば、assertion は、確かな判断を下せるだけの audit evidence を集積してはじめて立証されるものであり、auditor は必要に応じ複数の audit evidence を収集するのです。ここで、assertion を立証するに足る audit evidence の集合を、sufficient appropriate audit evidence（十分かつ適切な監査証拠）といいます。



Sufficient appropriate audit evidence となるためには、次の2つの要件を満たしている必要があります。

[A] Sufficiency（量的十分性）

Assertion の立証に必要な量を有していることを意味します。

[B] Appropriateness（適切性＝信頼性・適合性）

Appropriate とは、audit evidence が、reliable で relevant であることを意味します。すなわち、assertion の立証に必要な信頼しうる証拠である（＝reliable、信頼性）かつ、assertion の立証に適合している（＝relevant、適合性）、ということです。

なお、多くの場合、auditor は、convincing（確信的）というよりむしろ persuasive（説得的な）証拠に依拠することになります。

ここで、[A] と [B] の間には inverse relationship があります。つまり、ある audit evidence が appropriate であればあるほど、auditor が必要とする audit evidence の「量」は少なくとも sufficient appropriate となり、逆に、ある audit evidence があまり appropriate でなければ、auditor が必要とする audit evidence の「量」が多くなければ sufficient appropriate とはなりません。

なお、**appropriate** であるか、また、**sufficient** であるかは、**auditor の professional judgment** に委ねられます。

以上、**sufficient appropriate audit evidence** とは、**assertion** に適合し、**auditor** が必要とする証明力を有し、かつ過不足のない **audit evidence** のことをいうのです。

Sufficient appropriate audit evidence

= Sufficiency (量的十分性) × Appropriateness (適切性)

= Sufficiency (量的十分性) × Reliable (信頼性) × Relevant (適合性)

② Reasonable conclusion の確保

Auditor は、各 **assertion** について **sufficient appropriate audit evidence** を入手し、それを **account** ごと、さらには種々の取引の **cycle**、**financial statements** について集約していき、**audit opinion** を表明するに足る根拠を手に入れます。この **financial statements 全体としての fairness に関する opinion を表明する前提のことは、reasonable conclusion (又は reasonable basis) と呼びます¹。**

¹ ただし、**reasonable conclusion** は、すべての **assertion** が **sufficient appropriate audit evidence** により立証された時点で直ちに得られるわけではありません。Auditor は、**audit** の実施過程で検出された **financial statements** 上の問題点や **audit** 上の問題点を検討し、個々の **assertion** の **sufficient appropriate audit evidence** を総括的に吟味することが必要となるのです。そのうえで、**auditor** は、こうした問題点を **auditor's report** において指摘するか否か、どのような **opinion** を表明するかといった点を決定しなければなりません。こうして、**auditor** が表明する **financial statements** 全体としての **fairness** に関する **opinions** の根拠として確保するのが **reasonable conclusion** なのです。

【MEMO】

基 本 問 題 1

(1) Which of the following is **not** a type of financial statement assertion?

- a. Rights and obligations.
- b. Fairness and accuracy.
- c. Valuation and allocation.
- d. Understandability and classification.

(2) Which of the following statements regarding evidence is correct?

- a. Time limits are not generally considered appropriate factors in determining the types of evidence to gather.
- b. Cost limits are not generally considered appropriate factors in determining the types of evidence to gather.
- c. The exercise of professional judgment is severely limited in matters related to evidence collection.
- d. The auditor generally has to rely on evidence that is persuasive rather than convincing.

【解答と解説】

- (1) (b) Fairness and accuracy は assertion ではありません。なお、その他の選択肢 (rights and obligations、valuation and allocation、understandability and classification) は assertion として正しいものです。

[本問は Becker にある問題です。]

- (2) (d) Auditor は、convincing (確信的) というよりむしろ persuasive (説得的な) 証拠に依拠することが必要です。言い方を変えれば、財務諸表の内容は複雑ですので、auditor にとってまったく疑いなく確信的に財務諸表が適正であるといえるようなことはまずないということです。

なお証拠の収集方法については当然、時間的制約 (→ 選択肢 a) や cost の制約 (→ 選択肢 b) を考慮しなければなりません。もちろん、時間的制約や cost の制約だけを考えて、実施する手続・集める証拠を決めるわけではなく、assertion を立証するに足る十分かつ適切な監査証拠を、より効率的に収集できるよう professional skepticism (職業的懐疑心²) および professional judgment (→ 選択肢 c) を用いて、実施する手続・集める証拠を決定します。

² Professional skepticism (職業的懐疑心) : 常に財務諸表に重大な誤りが存在する可能性に注意を払い、監査証拠を批判的に評価する姿勢

2. Audit Procedures (監査手続)

Example

C A T社の **accounts receivable** に関する **assertions** について、どのような検証を行えば、適正かどうか分かるだろうか？



Accounts receivable に関する手続の例をみていきましょう。

- ① すべての **accounts receivable** を漏れなく計上していること（「実在する **accounts receivable** があるにもかかわらず、それが **accounts receivable account** に含まれていない」ということがないこと）
 - ◇ **Accounts receivable** を計上するもとなった資料（顧客からの発注書や、C A T社から顧客への出荷報告書、顧客への請求書）などと、**accounts receivable** の明細を突き合わせてみる
- ② 適正な評価がなされていること（回収不能と予想される額については、**allowance for doubtful account** という、**accounts receivable** の **contra account** が適正な額で計上されていること）
 - ◇ **Aging** が適切に行われていることを確かめる
 - ◇ 期末『後』の入金があることを確かめる
 - ◇ 当期の **allowance** の金額を過去の年度の金額と比較してみる
- ③ **Accounts receivable** がC A T社のものであること（たとえば、「債権譲渡により **receivable** を他社に譲っているにもかかわらず、**accounts receivable account** に計上されつづけている」とか、「期末『前』に返品されているのにもかかわらず、**accounts receivable account** に計上されつづけている」ということがないこと）
 - ◇ 債権譲渡を行っていないか、担当者に質問してみる
 - ◇ 期末前後の返品について、返品があった日と **accounts receivable** を減少させた日に相違がないか調べてみる
- ④ 架空の **accounts receivable** を計上していないこと
 - ◇ **Accounts receivable** の相手先に対して、C A T社への **accounts payable** の額を問い合わせてみる
 - ◇ **Accounts receivable** の明細と、**accounts receivable** を計上するもとなった資料（顧客からの発注書や、C A T社から顧客への出荷報告書、顧客への請求書）などを突き合わせてみる

(1) Audit procedures (監査手続)

Auditor が audit evidence を入手するために行う手続を、audit procedures (監査手続) といいます³。Auditor が意見表明するために必要な audit evidence は、auditing procedures を実施することによって得られるのです。

代表的な audit procedures としては、次のような手続があります。なお、これらの audit procedures の中からどれを用いるかは auditor が判断するのであって、SAS によって定められているわけではないことに注意してください (詳細は、第9章等参照)。

① Physical examination (実査)

Auditor 自身が、現物を実際に確かめる (inspection や count を行う) audit procedure です。

② Observation (観察、立会)

会社が実施している業務の現場等に auditor が赴いて、業務処理の適否や信頼性、資産の existence 等を確認する audit procedure です。現場視察等のことです。

③ Confirmation (確認)

財務諸表項目に関連する情報について、auditor が client (被監査会社) の取引先等の第三者に対して文書により問い合わせ、その回答を直接入手し、評価する audit procedure です。

④ Inquiry (質問)

財務諸表に関連する情報について、auditor が management、従業員または外部の関係者に問い合わせ、説明または回答を求める audit procedure です。

⑤ Reperformance (再実施)

たとえば従業員と同じ作業を auditor が行い、転記などの正確性を確かめることをいいます。

⑥ Analytical procedures (分析的手続)

Auditor がデータ間に存在する関係を利用して推定値を算出し、推定値と財務情報を比較することで財務情報を検討する audit procedure です。

⑦ Vouching / Tracing (証憑突合、帳簿突合)

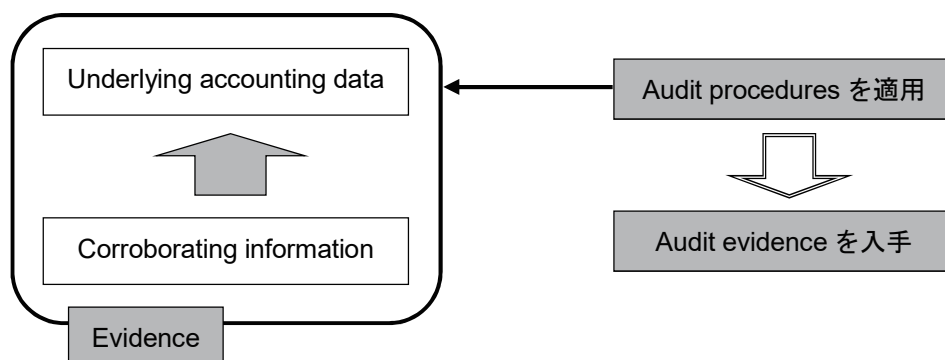
Auditor が会計データとそれを裏付ける証憑書類、もしくは会計帳簿間の照合によって、取引が正しく記録されていることを確かめる audit procedure です。

³ Audit procedures (acts to be performed) are undertaken by the auditor to obtain the corroborating information.

(2) Evidence の種類

Audit procedures を適用する対象である evidence（証拠資料）は、次のように分類することができます⁴。

会社の financial statements は、数々の source documents をもとに journal entry がなされ、それを ledger に posting し、その上で trial balance から作成されます。このような financial statements の作成過程にあてはめれば、**source documents は corroborating information であり、journals や ledgers が underlying accounting data です。** Auditor は、underlying accounting data だけでなく、corroborating information を企業の内外から収集して accounting data を裏付けることになります。



	Underlying accounting data (財務諸表の基礎となる 会計データ)	Corroborating information (それを裏付ける情報)
Physical evidence (物理的証拠資料)		Inventory や PPE 等の現物、 有価証券等
Documentary evidence (文書的証拠資料)	Book (仕訳帳や元帳)	契約書、議事録、請求書など
Oral evidence (口頭的証拠資料)		従業員や management などの 陳述

⁴ 厳密には、このほかに calculations by an auditor、third party representations、data interrelationships などもあります。

(3) 入手される audit evidence の証明力

Assertion の立証に必要となる audit evidence の水準は、assertion ごとに異なります。重要な assertion や material misstatement（重要な虚偽の表示）が含まれるリスクの高い assertion については、auditor は、material misstatement がないことを確信するために、より充実した audit evidence を入手する必要があります。以下では evidence の分類ごとに、証明力の強弱を確認しましょう。

- ◆ Client の支配力の及ぶ範囲外から入手された証拠（外部証拠）は、client の支配力の及ぶ範囲内から入手された証拠（内部証拠）よりも証拠力が高い。
- ◆ Auditor が直接入手した証拠は間接的に入手した証拠よりも証明力が高い。
- ◆ Physical evidence > Documentary evidence > Oral evidence の順で証明力が高い（たとえば、property, plant, and equipment の existence は、auditor が直接見て確かめることができるので、証明力の強い証拠を得ることができます）。
- ◆ 有効な internal control（第5章参照）を有する会社の方が、脆弱な internal control を有する会社よりも、会計データや内部証拠の証明力は強い。

Audit evidence の種類別信頼性の度合い			
信頼性	種 類		例
高い ↑ ↓ 低い	1. Physical		・ Physical examination に より auditor が目視
	2. Documentary	(1) 外部証拠で auditor が 直接入手	・ Confirmation letter
		(2) Client が保有しているが 外部者が作成	・ Bank statement ・（購買の）invoice
		(3) Client が保有、かつ client が作成	・（販売の）invoice
	3. Oral		・ 従業員の陳述

※ Client が作成し、保有する書面の証拠（→上記の表の2. Documentary の(3)）は、その情報が auditor の目的に対し、十分に信頼できうるものかどうかを判断する必要があります。そこで通常、その情報が作成されるまでの手順を検証するなどして情報の正確性 (accuracy) や完全性・網羅性 (completeness) を確かめる証拠を得たり、正確性 (precision) を評価したりするなどの手続きが必要になります。

基 本 問 題 2

- (1) L. Armstrong, CPA, was concerned about the validity of the evidence he had gathered. Which of the following general guidelines could he follow in evaluating his evidence?
- a. When evidence is obtained from sources independent of the entity, it provides more assurance.
 - b. Internal evidence may not be relied upon, regardless of the effectiveness of the internal control system.
 - c. All evidence obtained by the auditor, both directly and indirectly, is considered more persuasive.
 - d. Evidence obtained from related parties must be subjected to additional tests to be considered useful.
- (2) Of the following forms of evidence available to the auditor, which would be considered the most persuasive?
- a. A letter from the client's attorney.
 - b. A prenumbered sales invoice.
 - c. A copy of the client's monthly bank reconciliation.
 - d. The client's responses to inquiries about obsolete inventory.
- (3) Of the following forms of evidence available to the auditor, which would be considered the least persuasive?
- a. The auditor's assessment and recalculation of the allowance for doubtful accounts.
 - b. Copies of loan documents obtained from the client.
 - c. Prenumbered cash receipt forms.
 - d. Confirmations from customers on account receivable balances.

【解答と解説】

(1) (a) 外部から得られた証拠の方が、**client** の内部で作成された証拠よりもより信頼できるものといえます。

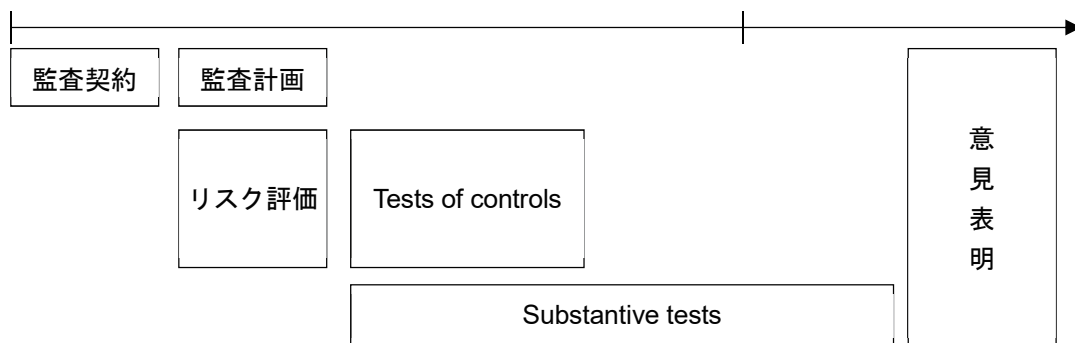
なお、内部証拠も用いられるため **b** は誤りです。直接得られた証拠の方が間接的なものより **persuasive** ですので、**c** も誤りとなります。最後に、**related parties** からの **evidence** だからといって他の追加的な手続の実施が必ず「要求される」わけではありません。必要か否かの判断は、**auditor** が行うことになります。

(2) (a) **Client** の弁護士からの書面は、外部証拠と考えられるので、より強力な証拠といえます。なお、**b**、**c**、**d** は会社作成のもの（会社内部者の返事）であり、外部者が作成するものより弱いものです。

(3) (c) 会社内部で作成された入金に関する資料 **c** は、内部証拠ですので証拠力が弱いものです。なお、**a** は監査人の **direct knowledge** であり **indirect** なものである **c** より **persuasive** です。**b** と **d** は外部者から入手したものであり、内部作成の **c** より **persuasive** です。

3. Audit の流れ

今度は時系列の観点から **audit** の流れ（概要）をみていきましょう。



Audit の流れは、おおむね上の図のようにまとめられます。第3章から第6章では、このプロセスを後ろ（意見表明）から順番にみていきます。

2. Overview (2)

Terminology

☐	1	existence or occurrence	実在性、発生
☐	2	completeness	網羅性
☐	3	rights and obligations	権利と義務
☐	4	valuation or allocation	評価、期間配分
☐	5	presentation and disclosure	表示と開示
☐	6	reasonable basis	合理的な基礎
☐	7	audit evidence	監査証拠
☐	8	sufficient appropriate audit evidence	十分で適切な監査証拠
☐	9	appropriateness	適切性
☐	10	sufficiency	量的十分性
☐	11	audit procedure	監査手続
☐	12	physical examination / inspection	実査
☐	13	observation	観察、立会
☐	14	confirmation	確認
☐	15	inquiry	質問
☐	16	reperformance	再実施
☐	17	analytical procedure	分析的手続
☐	18	vouching / tracing	証憑突合、帳簿突合
☐	19	source document	原始証憑
☐	20	accounting record	会計記録
☐	21	overstatements	過大計上、過大表示
☐	23	understatements	過少計上、過少表示
☐	23	underlying accounting data	基礎となる会計データ
☐	24	corroborating information	裏付ける情報
☐	25	physical evidence	物理的証拠資料
☐	26	documentary evidence	文書的証拠資料
☐	27	oral evidence	口頭の証拠資料
☐	28	material misstatements	重要な虚偽の表示

Principles of Auditing(AU) ーText Vol.1

2022 年 4 月 27 日 初版初刷発行

編 者 TAC 米国公認会計士講座

発 行 者 多 田 敏 男

発 行 所 TAC 株式会社

〒101-8383

東京都千代田区神田三崎町3-2-18

印刷・製本 株式会社 日興印刷

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛許諾を求めてください。

Printed in Japan

for the USCPA Exam
USCPA
Principles of Auditing
(AU) Vol.1

TAC



091-1229-1021-19

 **BRADLEY**
University

Ver.5 テキスト